（変更１回）　契　約　変　更　の　内　容

契約変更年月日	令和　６年１２月１２日
契　約　業　者　名	大畑建設株式会社
契約業者の住所	島根県益田市大谷町３６番地３
工　事　の　名　称	浜田港福井地区防波堤（新北）工事（その２）
工　事　場　所	島根県浜田市熱田町
工　事　種　別	港湾土木工事
工　事　概　要 （変更した内容）	別紙のとおり
工　期　（自）	令和　６年１０月１５日
工　期　（至）	令和　７年　３月３１日
変更前の契約金額	５９，４００，０００円（税込み）
変　更　金　額	０円（税込み）
変更後の契約金額	５９，４００，０００円（税込み）
変　更　理　由	別紙変更理由書のとおり

１．工事概要
２．施工場所
原契約のとおり

３．工　　期
契約締結日から令和７年３月３１日迄とする。
なお、工期は土曜日、日曜日、祝休日、年末年始休暇を休日として設定しているので、工程計画の際には適正に休日を確保するものとする。

４．管理用基準
５．工事内容
６．支給材料及び貸与物件
７．工事仕様
原契約のとおり

８．その他
８－１　７－３、８－９（３）５)、８－11、８－14、別―９の規定により工事内容を変更した場合は、工費を変更する場合がある。また、契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、この場合工期末日までに契約変更を行うものとする。

８－２　～　８－４　原契約のとおり

８－５　コンクリートの強度が材齢 28 日により難い場合は、推定値としての強度を確認すること。なお、推定強度の算定は、事前に監督職員に関係資料を提出し、承諾を得なければならない。

以降、原契約８－５～８－15 は、８－６～８－16 に読み換える。

（ 別 紙 ）

変 更 理 由 書

１．工　　事　　名　　浜田港福井地区防波堤(新北)工事(その２)

２．工　　期　　令和６年１０月１５日～令和７年３月１８日

３．請　負　金　額　　５９，４００，０００円

４．変　更　理　由

本工事は、浜田港福井地区防波堤(新北)の被覆・根固ブロックを製作するものである。

１）工期延伸について
当局の契約手続きに係る調査に相当の時間を要したことから工事着手が遅れたため、工期末を令和7年3月31日まで延伸する。

２）推定強度に関する記載の追加について
準備工の開始時期が遅れたことにより、ブロックの4週強度での引渡しが施工期間内に収まらない可能性があるため、推定強度に関する記載を追加する。